

吉野川市高齢者見守りネットワーク事業に関する連携協定書

吉野川市(以下、「甲」という。)と 生活協同組合とくしま生協 (以下、「乙」という。)は、吉野川市内の高齢者を地域社会全体で見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的として、吉野川市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱に基づき、以下のとおり協定を締結する。

(連携事項)

- 第1条 甲と乙は、吉野川市高齢者見守りネットワークの構築に取り組み、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者の発見及び情報の連絡から支援に至るまで相互連携を図るものとする。
- 2 乙は、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を発見した場合、市地域包括支援センターに情報の連絡を行う。
- 3 前項で定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に情報交換や協議を行うものとする。

(個人情報の取り扱い)

- 第2条 甲は、個人情報を提供する場合、吉野川市個人情報保護条例の規定によるものとし、高齢者のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。
- 2 乙は、事業の実施により知り得た個人情報は、この事業の目的以外に利用、漏洩してはならない。また、この事業の構成員でなくなった後も同様とする。

(協定期間)

- 第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1カ月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(協定の見直し)

- 第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の決定)

- 第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定書は、協定を締結した日から効力が発生する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 吉野川市

吉野川市長 川 真 田 哲 哉



乙 徳島県板野郡北島町中村字東堤ノ内30番地3

生活協同組合とくしま生協

理 事 長 梶 原 樹

